

記者発表（発表・資料配付）				
月/日	担当課	電話	発表者名	その他の配布先
10/9 (木)	兵庫県立生活科学 総合センター	078-303-0999(相談専用) 078-302-4001(調査研修部)	所長 福富 廣 (主任生活科学専門員 森田 勝良)	中播磨県民局 記者クラブ

ロフトベッドからの就寝中の転落事故が起きています

ベッドの下に学習机やハンガー等が付属しているロフトベッドや収納スペースを設けているハイベッド（SGの基準ではこれらを多目的ベッドと呼んでいる）は、狭い部屋を効率よく活用できたり、既存の家具と組み合わせることができるメリットがあるとして販売されていますが、就寝中にロフトベッドから転落しけがをしたという相談が寄せられ、同種事故が他にも起きていることから、消費者に注意を呼びかけることにしました。

1. 事故事例

ロフトベッドを2008年3月に購入し、約3ヶ月の使用の間に、小学1年生の男児（6歳）が就寝中に2度も転落したとの苦情があり、柵（手すり）の高さが低すぎるのが転落原因ではないか、もし、低すぎるのであれば販売は中止すべきではないか、という申し出が相談者からありました。ベッドは床面からベッド床板面までの高さが140cmであり、2度目の転落の際には顔右側面を強打しました。ロフトベッドは金属製パイプをネジで固定して組まれた構造であり、購入価格は2万円弱です。マットレスと敷布団は別に購入したものを使用していました。なお、このベッドにはSGマークはついていません。
(姫路生活科学センター受付)

2. 調査結果

転落事故のあったロフトベッドを確認したところ、ベッドの柵（手すり）の高さは16.5cmであり、事故当時に使用していたマットレスと敷布団を敷いた状態（マットレスの上に敷布団を重ねた状態）では、敷布団上面から柵上端までの高さが7.5cm程度しかないことがわかりました。

ベッドの柵（手すり）の高さについては、「二段ベッド」においてSG及びJISで基準が定められています。SGの認定基準では、「ベッド上段の床板上面から手すり上端面の最低面までの高さは250mm以上。マットレスを付属しているものにあつてはマットレス上面からの高さとする。マットレスの上に敷ぶとん類を使用してはならない旨を表示してあるものにあつては、マットレス上面から手すり上端面までの高さが200mm以上であること」「敷ぶとん類は、前わく、後ろわく及び側板との間にすき間を生じないもので、敷ぶとん類の合計した厚みは100mm以下のものを使用すること」とあり、JISでは、「上段の床板上面から手すり上端（最も低い部分）までの高さが200mm以上」となっており、表示しなければならない注意事項として「上段で使用する敷きふとん類は、その上面から手すりの高さは、10cm以上を確保できる厚さのものとする。」とされています。

これらの基準等と比較すると、転落事故の起こったベッドでは、敷布団上面から確保できる柵（手すり）の高さは低いと考えられます。（図1）。

なお、SGの基準に適合した製品にはSGマークが表示できますが、法的に義務づけられたものではありません。

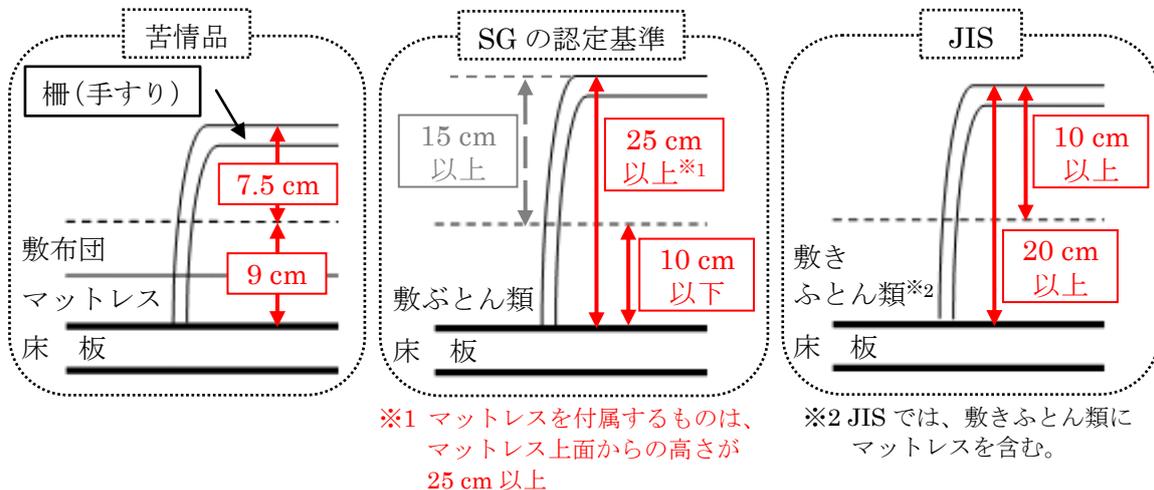


図1. 苦情品と各基準の比較

（参考）SG及びJISについて

・SG（Safety Goodsの略号）

（財）製品安全協会が定める製品の安全性に関する認定基準であり、「安全性品質」と「表示及び取扱説明書」について基準がある。基準に合格した製品には「SGマーク」が表示されている。万が一、SGマークが表示された製品の欠陥などが原因で、ケガなどの人身事故が生じた場合には、（財）製品安全協会が調査・検討の上、被害者に対して賠償措置を実施する。



SGマーク

・JIS（日本工業規格）

日本工業標準調査会（JISC）が、鉱工業品の品質の改善、生産能率の増進、その他生産の合理化、取引の単純公正化及び使用又は消費の合理化を図り、あわせて公共の福祉の増進に寄与することを目的とし作られた規格。規格内容は、基本規格（用語、記号、単位などを規定したもの）、方法規格（試験、分析、検査及び測定の方法などを規定したもの）、製品規格（製品の形状、寸法、材質、品質、性能、機能などを規定したもの）の3つに大別される。

3. メーカーへの要望及びメーカーの対応

（1）センターからメーカーへの要望内容

当該苦情品のベッドは、同メーカーが製造している二段ベッド等の他の製品と比較しても、柵（手すり）の高さは低いものでした。そこで当センターからメーカーに対して、当該事例のような転落事故を防止するため、同種の製品について改善策を検討するよう要請しました。

(2) メーカーの対応

メーカーでは、今回の事故を受け、直ちに当該商品の製造・販売を中止しました。また、過去に販売した商品については、過去約4年分については顧客データが存在することから、顧客へダイレクトメールで転落防止用の補助金具を取り付ける旨を告知した後、顧客宅を訪問し作業を実施するとの対応が示されました。

4. 同種の事故事例

全国の消費生活センターに寄せられた消費者相談によると、ロフトベッドや二段ベッド等からの「就寝中の転落事故」や「ベッドの柵が低く落ちそうになった」との同種と思われる苦情事例が、これまでも発生していることがわかりました。

(同種と思われる主な事例)

- ・組立式ロフトベッドで就寝中に、サイドガードの高さが低く、転落して打撲を負った。
- ・ロフトベッドを購入したが、ベッドの脇の柵が低く、布団が落ちそうになり怖くて寝られない。
- ・二段ベッドを購入したが、横の手すりが低いように思われる。
- ・階段付きロフトベッドを購入したが、後ろ枠がなく、小学生が転落した。

また、ロフトベッド、二段ベッドでは、これ以外に「床板がはずれて落ちて体を打撲した」「ベッド柵にもたれたら柵が折れた」「ベッドにかけるはしごの先端にある金属製の爪部分が折れ落下した」等の苦情が寄せられています。

5. ベッドの選ぶ際の注意点

- (1) ベッドに使用するマットレス、敷布団の厚みを差し引いても、ベッド脇の柵（手すり）の高さは十分確保できるかを購入前に確認してください。
- (2) 展示品等があれば、ベッド全体や柵（手すり）等にぐらつきがないか、床板の固定や強度に問題はないか等を確認してください。
- (3) SG マークがあれば安全性の目安になります。